



島根県報

令和8年7月14日（火）

第 7 3 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部（人 事 課） 2
を改正する規則

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出（地 域 福 祉 課） 3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出（ ” ） 3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定（障 が い 福 祉 課） 4
地籍調査の成果の認証（用 地 対 策 課） 4

【特定調達公告】

税務総合オンラインシステムにおける納税通知書等の電子化対応業務委託に係（税 務 課） 4
る随意契約の相手方等

【正 誤】

令和8年5月22日付け島根県報第721号中（農 業 経 営 課） 5

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

- (1) 葬祭補償の額を330,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた額とすることとした。（第6条の5関係）
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(1)については、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第46号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「拘置されている」の次に「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている」を加え、同条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている」を削る。

第6条の5中「31万5,000円」を「330,000円」に改める。

様式第1号及び様式第2号中

「

災害 発生 の 状	況 と そ の 原 因	
--------------------	----------------------------	--

」

を

「

共済組合員・健康保険 組合員記号番号	第 号 （保険証等の使用 有・無）
災害発生状況とその 原因	

」

に改める。

様式第3号から様式第5号までの様式中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第6条の5の規定は、令和8年4月1日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第6条の5の規定による金額により支給されたもの又は改正前の規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の規則第6条の5の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

告 示

島根県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変更年月 日
名 称	主たる事務所の所 在 地		名 称		所 在 地	
			変 更 前	変 更 後		
社会医療法人 仁 寿会	邑智郡川本町川本 381－ 4	老人保健施設	老人保健施	介護老人保	邑 智 郡 川 本 町川本381－ 4	平成23年 8 月 1 日
		通所リハビリテ－ ション	設 仁寿苑	健施設 仁 寿苑		

島根県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所 在地		名 称	所 在 地		
				変 更 前	変 更 後	
社会医療法人 仁 寿会	邑智郡川本町川本 381－4	老人保健施設	介 護 老 人 保 健 施 設 仁 寿 苑	邑智郡川本 町川本 383 － 1	邑智郡川本 町川本 381 － 4	平成 23 年 8 月 1 日
		通所リハビリテー ション				
		短期入所療養介護				

島根県告示第435号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和8年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
遠藤 昭博	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和8年6月30日
亀田 央純	耳鼻咽喉科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	令和8年6月30日
栗崎 雅史	内科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地2	令和8年6月30日
小林 太	心臓血管外科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	令和8年6月30日
本田 健	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	令和8年6月30日

島根県告示第436号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	令和5年度～7年度	51枚	1冊	小国1	令和8年7月3日
浜田市	令和5年度～7年度	25枚	1冊	岡見4	令和8年7月3日
浜田市	令和5年度～7年度	10枚	1冊	長沢町3	令和8年7月3日
雲南市	令和5年度～7年度	6枚	1冊	篠淵④-1	令和8年7月3日
雲南市	令和4年度～7年度	17枚	1冊	須所①	令和8年7月3日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

税務総合オンラインシステムにおける納税通知書等の電子化対応業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 6 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
島根県税務総合オンラインシステム共同企業体
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 中国支店（島根） 支店長 竹岡 ゆかり
島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 F L C S 株式会社 中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁 7 番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
136,686,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号の規定による。

正 誤

令和 8 年 5 月 22 日付け島根県報第721号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から12	並びに	及び